

議事（3）

食品表示法施行後の状況について

食品表示法の概要

平成25年6月
消費者庁

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。
(現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定

消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示

消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与

効果的・効率的な法執行

目的 消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

【新制度】

- 食品を摂取する際の安全性
- 一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

【現行】

- 食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- JAS法…品質に関する適正な表示
- 健康増進法…国民の健康の増進

- 基本理念 (3条)
- 食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利 (安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供) の尊重と消費者の自立の支援を基本
- 食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

食品表示基準 (4条)

- 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定
- ① 名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
- ② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
- 食品表示基準の策定・変更
～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議／消費者委員会の意見聴取

食品表示基準の遵守 (5条)

- 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

指示等 (6条・7条)

- 内閣総理大臣 (食品全般)、農林水産大臣 (酒類以外の食品)、財務大臣 (酒類) ～食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示
- 内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

立入検査等 (8条～10条)

- 違反調査のため必要がある場合
～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

内閣総理大臣等に対する申出等 (11条・12条)

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき
～内閣総理大臣等に申出可
⇒内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置
- 著しく事実相違する表示行為・おそれへの差止請求権 (適格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定)

権限の委任 (15条)

- 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任 (政令)

罰則 (17条～23条)

- 食品表示基準違反 (安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等について罰則を規定

附則

- 施行期日～公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行
- 施行日から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

(参考) 表示基準 (府令レベル) の取扱い

- 表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施 (法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

【今後の検討課題】

- 中食・外食 (アレルギ表示)、インターネット販売の取扱い～当面、実態調査等を実施
- 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い～当面、国内外の表示ルールの調査等を実施
- 加工食品の原料原産地表示の取扱い
～当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施
→上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始
- 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討 等

新しい食品表示制度の主な変更点

1 加工食品と生鮮食品の区分の統一

- ・ J A S法と食品衛生法で異なる食品の区分について、J A S法の考え方に基づく区分に統一
- ・ 新たに加工食品に区分されるもの：軽度の撒塩、生干し、湯通し、調味料等により、簡単な加工等を施したもの（例：ドライマンゴー）についても「加工食品」として整理→アレルギー、製造所所在地等の表示義務が課される

2 アレルギー表示に係るルール of 改善

- ・ 特定加工食品及びその拡大表記を廃止
（例：「マヨネーズ（卵を含む）」、「ロールパン（小麦を含む）」と表示が必要）
- ・ 個別表示を原則とする
- ・ 一括表示する場合、一括表示欄を見ることでその食品に含まれる全てのアレルギーを把握できるよう、一括表示欄に全て表示（現行は、例えば「卵」や「小麦」が原材料として表示されている場合や、「たまご」や「コムギ」が代替表記で表示されている場合は、改めて一括表示欄に表示しなくともよいが、今後は、「卵」、「小麦」も一括表示欄に改めて表示が必要）
- ・ 「(原材料の一部に〇〇・〇〇を含む)」→「(一部に〇〇・〇〇を含む)」

3 栄養成分表示の義務化

- ・ 原則として、全ての消費者向けの加工食品と添加物への栄養成分表示が義務化
- ・ 義務：エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（「食塩相当量」で表示）
- ・ 任意(推奨)：飽和脂肪酸、食物繊維
- ・ 任意(その他)：糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類
- ・ 省略可能な場合：
 - ①表示可能面積が小さいもの（おおむね 30 cm²以下）
 - ②酒類
 - ③栄養供給源としての寄与の程度が小さいもの
 - ④極めて短期間で原材料が変更されるもの
 - ⑤小規模事業者（消費税法第9条第1項で消費税を納める義務が免除される事業者、中小企業基本法第2条第5項で定める小規模企業者）が販売するもの

4 製造所固有記号の使用に係るルール of 改善 ※28. 4. 1 施行

- ・ 原則として2以上の工場で製造する商品のみを利用可能（業務用食品を除く）
- ・ 製造所固有記号を使用する場合は、次のいずれかの事項を表示（業務用食品を除く）（応答義務）
 - ①製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
 - ②製造所所在地等を表示したHPアドレス等
 - ③当該製品の製造を行っている全ての製造所所在地等
- ・ 製造所固有記号届出データベースを導入し、届出（新規・更新・変更・廃止）は食品関連事業者がオンライン手続きにより行う
- ・ 製造所固有記号の有効期間を5年とし、継続して使用する場合は、届出情報の更新が必要
- ・ 新たな製造所固有記号制度では「+」を冠して製造所固有記号を表示

5 表示レイアウト of 改善

- ・ 表示可能面積がおおむね 30 cm²以下の場合であっても、
 - ・ 安全性に関する表示事項（名称、保存方法、消費期限又は賞味期限、表示責任者、アレルギー、L-フェニルアラニン化合物を含む旨）は省略不可
 - ・ 表示責任者を表示しなくてもよい場合には、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称も省略不可

- ・原材料と添加物の区分を明確に表示
 - ①原材料と添加物を記号「/」で区分する
 - ②原材料と添加物を改行する
 - ③原材料と添加物を別欄に表示する

6 原材料名表示等に係るルールの変更

- ・パン類、食用植物油脂、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、風味調味料は、他の加工食品同様、原材料又は添加物を区分し、それぞれに占める重量割合の高いものから順に表示
- ・複合原材料表示について、それを構成する原材料を分割して表示したほうが分かりやすい場合は、分割して表示可能
- ・プレスハム、混合プレスハムは、ソーセージや混合ソーセージと同様、「でん粉含有率」の表示事項の項目を立てて表示

7 栄養強調表示に係るルールの改善

- ・低減された旨の表示をする場合（熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類、ナトリウム）や強化された旨の表示をする場合（たんぱく質、食物繊維）は、絶対差に加え、新たに25%以上の相対差が必要
- ・強化された旨の表示をする場合（ミネラル類（ナトリウムを除く）、ビタミン類）は、「含む旨」の基準値以上の絶対差に代えて、栄養素等表示基準値の10%以上の絶対差が必要
- ・無添加強調表示（糖類、ナトリウム塩）は、一定の条件が満たされた場合にのみ可能（新規）

8 栄養機能食品に係るルールの変更

- ・栄養成分の機能が表示できるものとして、n-3系脂肪酸、ビタミンK、カリウムを追加
- ・鶏卵以外の生鮮食品についても、栄養機能食品の基準の適用対象とする
- ・その他表示事項の追加・変更

9 販売の用に供する添加物の表示に係るルールの改善

- ・一般消費者向け：新たに「内容量」、「表示責任者の氏名又は名称及び住所」を表示
- ・業務用：新たに「表示責任者の氏名又は名称及び住所」を表示

10 通知等に規定されていた表示ルールの一部を基準に規定

11 新たな機能性表示制度の創設 ※経過措置期間なし

- ・事業者の責任において、疾病に罹患していない者（未成年、妊産婦及び授乳婦を除く）に対し機能性関与成分によって健康の維持・増進に資する特定の保健の目的が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品
- ・表示の内容、食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を販売日の60日前までに消費者庁に届け出る（特定保健用食品とは異なり、消費者庁の個別の許可を受けたものではない）

経過措置期間

- ・一般用加工食品及び一般用添加物：平成32年3月31日までに製造・加工・輸入されるもの
- ・業務用加工食品及び業務用添加物：平成32年3月31日までに販売されるもの
- ・生鮮食品：平成28年9月30日までに販売されるもの

食品表示法に基づく執行体制

	食品全般（酒類含む）	食品全般（酒類除く）	酒類
表示事項	【衛生事項】 ・名称 ・保存方法 ・消費期限又は賞味期限 ・添加物 ・製造所等 ・アレルギー ・遺伝子組換え など 【保健事項】 ・栄養成分 など	【品質事項】 ・名称 ・原材料名 ・内容量 ・食品関連事業者 ・遺伝子組換え ・原料原産地名 など	【品質事項】 ・名称 ・内容量 ・食品関連事業者 ・遺伝子組換え など
広域	消費者庁 （都道府県等が対応することが困難で国の関与が必要な案件）	消費者庁 （消費者庁所管の他法令違反が疑われる案件）	消費者庁 （消費者庁所管の他法令違反が疑われる案件）
県域	都道府県 保健所設置市 特別区	農林水産省(地方農政局) 都道府県 指定都市（28.4.1～）	財務省（国税庁）

県の執行体制

	衛生事項	保健事項	品質事項
権限	・指示 ・指示に係る措置命令 ・回収等命令 ・業務停止命令 ・公表 ・報告の徴収、物件の提出要求、立入検査、質問、収去 ・申出の受付、調査		・指示 ・指示に係る措置命令 ・公表 ・報告の徴収、物件の提出要求、立入検査、質問 ・申出の受付、調査
本庁	保健福祉部薬務衛生課	保健福祉部健康増進課	農林水産部農産園芸課
出先	各保健所生活衛生課 （四国中央保健所は衛生環境課） 食肉衛生検査センター※ ※と畜場、食鳥処理場関係	各保健所健康増進課 （四国中央保健所は保健課）	各地方局産業振興課 各支局地域農業室
(参考) 松山市	松山市保健所	松山市保健所	(中予地方局産業振興課)

食品表示に関する相談等窓口

食の安全・安心総合相談窓口(各保健所)

保健所名	連絡先	管内市町
四国中央保健所	0896-23-3360(代) 四国中央市三島宮川 4-6-53	四国中央市
西条保健所	0897-56-1300(代) 西条市喜多川 796-1	新居浜市、西条市
今治保健所	0898-23-2500(代) 今治市旭町 1-4-9	今治市、越智郡(上島町)
中予保健所	089-941-1111(代) 松山市北持田町 132	伊予市、東温市、上浮穴郡(久万高原町)、伊予郡(松前町、砥部町)
八幡浜保健所	0894-22-4111(代) 八幡浜市北浜 1-3-37	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡(内子町)、西宇和郡(伊方町)
宇和島保健所	0895-22-5211(代) 宇和島市天神町 7-1	宇和島市、北宇和郡(松野町、鬼北町)、南宇和郡(愛南町)
松山市保健所	089-911-1808 松山市萱町 6-30-5	松山市

個別相談窓口

食品表示に関する事について	
受付内容:表示に関する相談、違反情報 対象とする食品:酒類を除く食品全般 対象とする表示:名称、原材料、原産地、内容量等の品質に関する事項	県庁農産園芸課 089-912-2551 東予地方局産業振興課 0898-68-7322 中予地方局産業振興課 089-909-8761 南予地方局産業振興課 0895-22-1881 今治支局地域農業室 0898-23-2570 八幡浜支局地域農業室 0894-23-0163
受付内容:表示に関する相談、違反情報 対象とする食品:酒類を含む食品全般 対象とする表示:添加物、アレルゲン、期限表示等の衛生に関する事項	各保健所 県庁薬務衛生課 089-912-2395
受付内容:表示に関する相談、違反情報 対象とする食品:酒類を含む食品全般 対象とする表示:栄養成分表示等の栄養に関する事項	各保健所 県庁健康増進課 089-912-2401
遺伝子組換え食品に関する事	各保健所 県庁薬務衛生課(食品衛生法由来)089-912-2395 県庁農産園芸課(JAS 法由来) 089-912-2551 地方局産業振興課(JAS 法由来) 支局地域農業室(JAS 法由来)

健康食品に関する事(食品として販売に供するもの)について

健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告に関する事	各保健所 県庁健康増進課 089-912-2401
薬効標ぼうに関する事 医薬品成分が検出された製品に関する事	各保健所 県庁薬務衛生課 089-912-2391

過大な景品類や不当な表示に関する事	東予地方局総務県民課 0897-56-1300(代) 中予地方局総務県民課 089-941-1111(代) 南予地方局総務県民課 0895-22-5211(代)
-------------------	--